

市営住宅入居者募集 (ひとり親・子育て世帯対象)

申し込み受け付け 7月16日まで

●「入居募集のご案内」＝7月6日(火)から市役所国分町分庁舎2階仙台市建設公社募集課、市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内、総合支所、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター(アエル5階)、証明発行センター、各区中央市民センター、生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、市営住宅管理事務所で配布

●申し込み方法＝表の中から1戸を選び、「入居募集のご案内」に添付の申込書を専用封筒で7月16日までに郵送で。申し込み多数のときは抽選

●入居可能日＝9月22日(水)(予定)

●申し込みできる方＝次の条件を全て満たす方①現在住宅に困っている②申込者本人が20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯、または未就学児(平成27年4月2日以降生まれ)がいる世帯③市内に住所または勤務地がある。他にも収入が一定額以下であることなど条件があります。★の住宅にはさらに条件があります。詳しくは「入居募集のご案内」をご覧ください

原子力災害により避難指示を受けている区域に居住されていた方や、子ども・被災者支援法に基づく支援対象地域に居住していた避難者の方、配偶者等からの暴力被害者・犯罪被害者の方などは、申し込み条件が異なりますのでお問い合わせください

■大家族向け住宅(★)

| 住宅名 | 構造 | タイプ | 所在地 |
|-------|----|-----|---------------|
| 上原 | 中層 | 4DK | 青葉区愛子中央三丁目 |
| 高砂(東) | 中層 | 4DK | 宮城野区福室五丁目 |
| 高砂(西) | 中層 | 4DK | 宮城野区福室六丁目 |
| 鶴ヶ谷第一 | 高層 | 4DK | 宮城野区鶴ヶ谷二丁目 |
| 若林西 | 高層 | 4DK | 若林区若林二丁目 |
| 荒井第二 | 高層 | 4DK | 若林区伊在二丁目 |
| 大和町 | 高層 | 4DK | 若林区大和町五丁目 |
| 六郷 | 中層 | 4DK | 若林区六郷 |
| 四郎丸 | 高層 | 4DK | 太白区四郎丸字大宮 |
| 四郎丸東 | 高層 | 4DK | 太白区四郎丸字落合・字新田 |
| 芦の口 | 中層 | 4DK | 太白区芦の口 |
| 茂庭第二 | 中層 | 4DK | 太白区茂庭台一丁目 |

■大家族向け住宅(ペット可住宅)(★)

| 住宅名 | 構造 | タイプ | 所在地 |
|-----|----|-----|-----------|
| 角五郎 | 中層 | 4DK | 青葉区角五郎二丁目 |
| 鹿野 | 中層 | 4DK | 太白区鹿野本町 |

■一般向け住宅(ペット可住宅)(★)

| 住宅名 | 構造 | タイプ | 所在地 |
|-----|----|-----|-----------|
| 落合 | 高層 | 4K | 青葉区落合四丁目 |
| 燕沢 | 中層 | 2DK | 宮城野区燕沢二丁目 |

■一般向け住宅

| 住宅名 | 構造 | タイプ | 所在地 |
|---------|----------|-------------|------------|
| 川平 | 中層 | 3DK | 青葉区川平三丁目 |
| 上原 | 中層 | 3K 3DK | 青葉区愛子中央三丁目 |
| 梅田町 | 高層 | 4K | 青葉区梅田町 |
| 高砂(東) | 中層 | 3DK | 宮城野区福室五丁目 |
| 高砂(西) | 中層 | 3DK | 宮城野区福室六丁目 |
| 鶴ヶ谷第一 | 高層 | 3K | 宮城野区鶴ヶ谷二丁目 |
| 小鶴 | 中層 | 3DK | 宮城野区小鶴三丁目 |
| 幸町 | 中層 高層 | 3DK 3K | 宮城野区幸町五丁目 |
| 福田町第一 | 中層 | 3DK | 宮城野区田子一丁目 |
| 福田町第二 | 中層 | 3DK | 宮城野区田子三丁目 |
| 幸町第二 | 中層 | 3LDK | 宮城野区幸町三丁目 |
| 幸町第三 | 中層 | 3K | 宮城野区幸町二丁目 |
| 宮城野 | 高層 | 3DK | 宮城野区宮城野二丁目 |
| 若林 | 中層 | 3DK | 若林区若林四丁目 |
| 荒井東 | 高層 | 3K 4K | 若林区荒井東二丁目 |
| 六丁の目西町 | 高層 | 3K 4K | 若林区六丁の目西町 |
| 大和町 | 高層 | 3K | 若林区大和町五丁目 |
| 卸町 | 高層 | 4K | 若林区卸町三丁目 |
| 四郎丸 | 中層 | 3DK | 太白区四郎丸字大宮 |
| 四郎丸東 | 高層 | 3DK | 太白区四郎丸字落合 |
| 郡山 | 中層 | 3DK | 太白区郡山六丁目 |
| 西中田 | 中層 | 3DK 2LDK | 太白区西中田六丁目 |
| 茂庭第一 | 中層 | 3DK | 太白区茂庭台四丁目 |
| あすと長町第二 | 高層 | 4K | 太白区長町六丁目 |
| 天神沢 | 中層 | 3DK | 泉区天神沢一丁目 |
| 泉中央南 | 高層 | 4K | 泉区泉中央南 |

※住宅の構造・タイプについては、変更となる場合があります
 問仙台市建設公社募集課☎214・3604

障害のある方による書道・写真・絵画コンテストの作品募集

| 部門 | 内容等 | 対象等 |
|----|-------------------------------------|----------------------------------|
| 絵画 | 日本画・洋画・版画。F10号以内 | 市内にお住まいの障害のある方(各部門1人1点まで。テーマは自由) |
| 写真 | 四つ切りサイズ(ワイドを含む)。デジタルカメラ撮影作品はA4サイズも可 | |
| 書道 | 毛筆は半紙サイズ。硬筆はA4サイズ | |

●募集内容「くらしと水」、「マンホール」をテーマにした自作・未発表の川柳(1人2句まで) ●対象市内にお住まいか通勤・通学している小学生以上の方 ●入賞者には賞状と副賞を進呈 申市役所本庁舎1階市民のへやなどで配布する応募用紙(市ホームページからもダウンロード可)で8月31日(必着)までに 問仙台市障害者福祉協会☎266・0294、FAX266・0292

精神科デイケア通所者募集

●就労支援・社会参加コース ●内容グループ活動や個別支援を通して、対人関係の向上や就労準備等を支援します ●対象精神科・心療内科で通院治療を受けている15歳〜45歳の方(中学生を除く) ●リワーク準備コース ●内容復職に向け、一歩を踏み出すための支援をします ●対象精神科・心療内科でうつ病・うつ状態の通院治療を受け

ている休職中の方 ※いずれも各種健康保険および自立支援医療が適用になります。申し込み方法等、詳しくはお問い合わせください 問精神保健福祉総合センター☎265・2305

ワケルくんの五つ星集積所 診断募集 ぐみの分別状況や集積所の管理状況を市環境局職員が診断し、優秀な成績を挙げた集積所には認定証と清掃用具(ほうき、ちり取り)を進呈します。 ●募集期間11月26日(金)まで ●対象町内会等各区10団体3カ所まで ●管理会社(管理人)が管理するごみ集積所は除きます 申電話でお住まいの区の環境事業所 申・問青葉環境事業所☎277・5300、宮城野環境事業所☎236・5300、若林環境事業所☎289・2051、太白環境事業所☎248・5300、泉環境事業所☎773・5300

ひきこもり支援「フリースペース」利用者募集

人と関わるのが苦手、外出するきっかけが欲しいなどの思いを抱える思春期・青年期の方が、安心して過ごせる少人数の居場所を提供しています。 ●利用日時11月2回(火曜日)午後2時〜3時半 ●対象市内にお住まいで、ひきこもり状態にある方 ●詳しくはお問い合わせください 問精神保健福祉総合センター☎265・2305

緑と花のつばき絵画コンクール

●募集内容花や緑をテーマに四つ切り画用紙に描いた絵画 ●対象市内にお住まいか通学している小・中学生 申市役所本庁舎1階市民のへや、仙台市公園緑地協会などで配布する応募用紙(ホームページhttp://seandai-park.or.jp/web/support/picture/index.html)からもダウンロード可)で9月2日(必着)までに 問仙台市公園緑地協会☎293・3583

新型コロナウイルス感染症における主な支援制度

◆第2次時短要請等関連事業者支援金

宮城県による営業時間短縮の協力要請や独自の緊急事態宣言などの影響を受け、売り上げが減少した仙台市内の事業者に対し、支援金を支給します。

■時短要請対象者への支援金

●支給要件＝宮城県による営業時間短縮の協力要請(第6期)の対象事業者であり、対象月(令和3年5月または6月)の売上減少率が前々年または前年同月比50%以上かつ売上減少額が150万円以上であること ●支給額＝【法人】10万円〜60万円【個人事業主】5万円〜30万円。売上減少額により異なります

■関連事業者への支援金

●支給要件＝対象月(令和3年5月または6月)の売上減少率が前々年または前年同月比30%以上減少しており、次の①〜③のいずれかを満たすこと①宮城県による営業時間短縮の協力要請による影響を受けている②GoToキャンペーン停止による影響を受けている③宮城県・仙台市による独自の緊急事態宣言の影響を受けている ●支給額＝【法人】最大15万円【個人事業主】最大7万5千円

●申請開始日は7月中旬を予定しています。申請方法等詳しくは、市ホームページをご覧ください

問専用ダイヤル☎263・8833(平日9:00~17:00)

◆低所得の子育て世帯生活支援特別給付金

次の①②のいずれかに該当し、平成15年4月2日以降に生まれた児童(特別児童扶養手当の対象となる児童は平成13年4月2日生まれ以降)を監護する方に対し、国の制度として、児童1人につき5万円を支給します。

| 対象 | 内容 |
|----|---|
| ① | 令和3年度住民税均等割が非課税の方 |
| ② | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降に家計が急変し、住民税均等割が非課税となる水準まで収入が減少した方 |

※同給付金のひとり親世帯分の受給者を除く ●受付期間＝7月9日~令和4年2月28日 ●申請方法＝お住まいの区の区役所保育給付課・総合支所保健福祉課で配布する申請書(市ホームページからもダウンロード可)で。①に該当する方で、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者は、各手当の対象児童分の申請は不要です 問コールセンター☎200・2723(8:30~18:00)

※情報は6月17日現在。最新の情報等については市ホームページをご覧ください